

( 非公募 )

## 山口市秋穂コミュニティセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市秋穂コミュニティセンター
- 2 指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
社会福祉法人山口市社会福祉協議会  
会長 徳永 雅典  
山口市上堅小路89番地1
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
本法人は、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図っている。また、秋穂地域に当該地域の住民を中心として構成する下部組織「秋穂出張所」を有している。
- 5 非公募施設とした理由  
山口市秋穂コミュニティセンターは、地域に密着した施設で、児童の成長に合わせた継続的かつ適切な遊び及び生活の場を提供する児童健全育成の拠点施設であり、当該地域の小学校や地域との円滑な連携が求められることから、運営実績を有する団体を指名することが、明らかに効果的・効率的であると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和5年 7月24日（月）  
指定申請提出期限 令和5年 9月21日（木）  
選定委員会による審査 令和5年10月16日（月）
- 7 審査の方法
  - (1) 選定委員会委員  
藤井 正治 こども未来部長（委員長）  
河辺 寿夫 こども未来部次長  
中村 誠志 こども未来課長  
中川 修 保育幼稚園課長  
藤本 緑 子育て保健課長
  - (2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
  - (3) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	100	5	500	334
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	192
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	79
総計	200	5	1000	665
基準点	—	—	600	

## 9 審査意見

山口市秋穂コミュニティセンターは、本市における児童の遊びの工夫や生活支援の向上を図る児童健全育成の拠点として、また、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として大きな役割を果たしています。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である山口市社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、児童館と放課後児童クラブが併設する施設として、地域との交流を工夫している点が評価できます。

以上、総合的に判断して、山口市社会福祉協議会は山口市秋穂コミュニティセンターの特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙1 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	配点	
大項目	小項目			
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇するおそれはないか。	10点満点	
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。	10点満点	
	施設の運営課題を把握し、課題解決に向けた取組がなされていること	・現状の運営課題を的確にとらえているか。 ・運営課題に対する対応は適切か。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	10点満点	
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画	・年間を通して児童館機能が発揮できる計画となっているか。 ・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能する計画となっているか。	10点満点
		主な事業内容(児童館)	・児童に対する遊びを通じた健全育成や地域の子育て家庭の支援を行い、地域における子育て拠点となるような事業内容が提案されているか。	10点満点
		主な活動内容(児童クラブ)	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容となっているか。 ・土曜日・長期休業中は、1日の児童の過ごし方として、適切な内容となっているか。	10点満点
		支援の必要な児童への対応(児童クラブ)	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行えるか。	10点満点
		施設活用の工夫	・施設の特性・効用を生かした事業展開が提案されているか。	10点満点
		利用促進の取組(児童館)	・利用者の増加を図るための取組が提案されているか。	10点満点
		児童の衛生管理、体調管理	・熱中症対策、感染症予防、食中毒防止のための取組がなされているか。	10点満点
地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	10点満点		
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	10点満点	
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10点満点	

	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。</li> <li>ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。</li> </ul>	10満点
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。</li> <li>利用者からの要望対応が適切に実施できるか。</li> </ul>	10満点
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。</li> </ul>	10満点
	人材確保のための取り組みがなされていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>実効性を期待できる人材確保の取り組みがなされているか。</li> <li>地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。</li> </ul>	10満点
	人材育成のための取り組みがなされていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修計画や人材育成方針に沿った取組がなされているか。</li> </ul>	10満点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	市の施策をふまえた事業提案があること (児童館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者独自の取組みが市の施策へ貢献しているか。</li> <li>児童館だけでなく、放課後児童クラブ等の他事業と連携した取組が提案されているか。</li> </ul>	10満点
	直近の指定管理期間中、待機児童解消のための取組を行ったことがあること (児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大定員弾力受入率（5か年の4/1時点最大値） =受入人数/施設定員×100</li> </ul>	10満点
合計			200満点